

四日市市訓令第7号

府 中 一 般
各 公 所

四日市市職員の職場復帰支援のための産業医面接の実施に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年9月26日

四日市市長 森 智 広

四日市市職員の職場復帰支援のための産業医面接の実施に関する規程の一部を改正する規程

四日市市職員の職場復帰支援のための産業医面接の実施に関する規程（平成22年四日市市訓令第13号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(定義) <p>第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 主治医 こころの健康問題により長期の休養をしている職員が<u>対面</u>により治療を受けている医師をいう。</p> <p>(3)から(5)まで (略)</p>	(定義) <p>第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 主治医 こころの健康問題により長期の休養をしている職員が治療を受けている医師をいう。</p> <p>(3)から(5)まで (略)</p>

附 則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。

(総務部人事課)